

2025年11月号

FP 武藏野グループ



増える都市型洪水、水災補償について

最近の異常気象によって、河川から離れた住宅でも浸水する被害が増えています。都市部では、短時間に強い雨が降る「ゲリラ豪雨」や、排水処理能力の限界によって内水氾濫が発生し、予想外の場所で家が水に浸かることがあります。

特に持ち家の方にとって、家や家財への被害は生活に大きな負担になりかねません。そのためにも備えが大切です。

備えの一つの手段として、火災保険にある「水災補償」があります。これは、洪水や高潮、豪雨などで家が浸水したときに、保険金が支払われる補償です。受け取った保険金で、修理費や買い替え費用の支払いに充てることができます。契約内容によって建物だけでなく、家具や家電などの家財も対象になる場合があります。

ただし、水災補償にはいくつか気をつけたい点があります。補償されるのは、建物や家財の再調達価格の30%以上の被害が生じた場合、建物が床上浸水（床の上まで水が浸かる場合）や、地盤面より45センチを超える浸水被害を受けた場合など、やや厳しい条件となっています。そのため、床下浸水では対象にならないこともあります。

水災補償は基本補償に含まれていない場合もあります。オプション契約で水災補償を追加すると保険料が高くなることも覚えておきましょう。しかし、万が一の被害で自己負担が大きくなることを考えれば、安心料として検討する価値はあるでしょう。

保険に加入するときや見直す際には、建物と家財の両方が補償されているか、どのような補償が含まれているか、また、自己負担額（免責金額）がいくらかを確認することが大切です。ハザードマップや目視で家の立地や周囲の状況を確認し、その結果に応じて火災保険の水災補償を見直し、安心の備えを整えておきましょう。

伊達 寿和 (CFP®認定者)

以上